# 特　記　仕　様　書

**第１条　　適用範囲**

本仕様書は、「笠松運動公園陸上競技場トイレ洋式化工事」に適用する。
なお、図面及び本特記仕様書に定めのない事項は次による。
（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編、建築工事編）

**第２条　　目的及び工事範囲**

本工事は、笠松運動公園陸上競技場内のトイレ洋式化及び小便器の増設を行うものである。
本工事には、洋式化に必要な衛生器具、管材、ブース等の建具改修、温水洗浄便座用の電気工事、（電灯分電盤分岐改修）、仮設養生、発生材の処分までを含み、改修に必要な各種工事、資機材調達、試験調整を行う。

**第３条　　注意事項**

1）工事にあたっては、事前に工程及び施工方法等について打ち合せを行い、施設の運営に支障のないようにすること。
2）資材等の仮置きは、施設の運営に支障のないよう協議を行い、整理整頓に努めること。
3）施工に際し、万一他の設備・施設等を破損、汚損した場合は、受注者の責任において現状復旧すること。
4）工事にて発生した撤去品は産業廃棄物とし、関係法令を遵守し適正に処理すること。
5）本施設は、日頃から一般使用者や施設関係者が多く行きかう場所であるため、工事中はもとより休工日の安全確保により一層取り組むこと。

**第４条　　協　　議**

本工事において、停電作業等で設備の停止を伴う場合は、事前に担当職員と協議しなければならない。また、本特記仕様書等に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議し、問題の解決を図るものとする。

**第５条　　アスベスト**

本工事は、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく事前調査の報告義務対象である。
受注者は「石綿事前調査結果報告システム」にて電子申請すること。

**第６条　　提出書類**

本工事の提出書類は以下のとおりとする。また、記載なき事項は契約書による。
（施工前）
・実施工程表
・現場代理人及び主任・監理技術者選（改）任通知書
・コリンズ受注登録（請負金額が 500 万円以上の場合）
・施工計画書（機器及び材料使用届、施工図等を含むこと）
（施工後）
・工事報告書（完成図、機器図、検査成績書、工事写真、産廃書類等）
・工事保証書及び機器保証書
・工事完了通知書（完成写真も添付すること）
・請求書

**第７条　　現場代理人の兼務**

１）本工事の受注者は、本工事の現場代理人が他の一つの工事の現場代理人を兼務するときは、あらかじめ書面（様式１）により届け出なければならない。この場合において、受注者は、連絡員を指名のうえ届け出るものとする。

２）兼務に当たっては、現場代理人は、一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理しなければならない。

３）作業期間中に現場代理人が他の工事の兼務のため不在となるときは、連絡員が当該現場に常駐しなければならない。

４）兼務に係る工事について、安全管理の不徹底に起因する事故の発生、その他現場体制の不備が生じた場合は、その後の、当該受注者に係る教育委員会発注工事においては原則として兼務を認めない。

特記仕様書第５条　アスベスト　補足

石綿障害予防規則第１３条について、アスベスト含有あり（レベル３）であった場合は、外壁への削孔及び配管支持材等のアンカーボルト打設用削孔作業に適用する。

厚生労働省労働基準局　石綿障害予防規則の解説

第13条（石綿等の切断等の作業等に係る措置）

第十三条　事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるように努めなければならない。

一　石綿等の切断等の作業（第六条の二第二項に規定する作業を除く。）

二　石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業（石綿使用建築物等解体等作業を含み、第六条の三に規定する作業を除く。）

三　粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業

四　粉状の石綿等を混合する作業

五　前各号に掲げる作業、第六条の二第二項に規定する作業又は第六条の三に規定する作業（以下「石綿等の切断等の作業等」という。）において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業

２　事業者は、石綿等の切断等の作業等を行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければならない。

○　本条は、屋内、屋外の作業場を問わず第１項第１号から第５号までに規定する作業を行う場合には、石綿等の粉じんの発散を防止するため、原則として湿潤な状態にしなければならないこととしたものであること。

○　第１項の「湿潤な状態のものとする」ための方法には、散水による方法、封じ込めの作業において固化剤を吹き付ける方法のほか、除去の作業において剥離剤を使用する方法も含まれること。なお、「湿潤な状態のものとする」とは、作業前に散水等により対象となる材料を一度湿潤な状態にすることだけではなく、切断面等への散水等の措置を講じながら作業を行うことにより、湿潤な状態を保つことをいうこと。

○　第１項の「著しく困難なとき」には、湿潤な状態とすることによって石綿等の有用性が著しく損なわれるとき、掃除の作業において床の状況等により湿潤な状態とすることによってかえって掃除することが困難となるおそれのあるとき及び吹付け石綿等の囲い込みの作業において、吹き付けられた石綿等の状態等により湿潤な状態とすることによって、かえって石綿等の粉じんが発散するおそれがあるときが含まれるものであること。

○　第１項ただし書の措置は、石綿等の切断等の作業において石綿等の粉じんの発散を抑制するための方法として、石綿等を湿潤な状態のものとすること以外に、除じん性能を有する電動工具を用いる方法も一定の発散抑制効果があることが確認されていることから、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるよう努めなければならないこととしたこと。

除じん性能を有する電動工具の使用以外の石綿等の粉じんの発散を防止する措置には、作業場所を隔離することが含まれること。

○　第１項第３号及び第４号の「粉状の石綿等」には、繊維状の石綿等が含まれ、樹脂等で塊状、布状等に加工され発じんのおそれのないものは含まれないものであること。

○　第２項は、石綿等の切りくず等を放置することにより、切りくず等から石綿等の粉じんが発生することを防止するため、ふたのある容器を備えなければならないこととしたものであること。

| | |
|---|---|
| 本件責任者：氏名 | 連絡先 |
| 担　当　者：氏名 | 連絡先 |

様式１

年　　月　　日

# 現場代理人の兼務届け

発注課（所）長　　殿

受注者名

| | | |
|---|---|---|
| 工　事　名 | | |
| 工事場所 | | |
| 工　　期 | | |
| 請負金額 | | |
| 工事概要 | | |
| 現場代理人 | 氏名 | 連絡先 |
| 連絡員 | 氏名 | 連絡先 |
| | 氏名 | 連絡先 |

上記工事の現場代理人は、下記工事の現場代理人と兼務します。
なお、両工事の施工にあたっては、関係法令等を遵守し、安全管理等に留意します。

| | | |
|---|---|---|
| 工　事　名 | | |
| 工事場所 | | |
| 工　　期 | | |
| 請負金額 | | |
| 工事概要 | | |
| 発注機関 | | |
| 監督員職氏名 | 氏名 | 連絡先 |
| 連絡員 | 氏名 | 連絡先 |
| | 氏名 | 連絡先 |

※添付書類：上記２工事に係る位置図、工程表